契約変更理由書

神戸市

工　事　名	鳴滝橋補修工事

設計変更後の工事概要

橋長L=37.37m　全幅員W=13.90m
縁石工:1式、鋼桁工:1式、橋梁付属物工:1式、橋梁補修工:1式
現場塗装工:1式、構造物撤去工:1式、仮設工:1式

〈設計変更の理由〉

①A1、A2橋台の損傷について、ひび割れの他、中性化によるものと推定されるコンクリートの剥落・鉄筋露出が確認されており、本工事にて補修を行う。本橋梁は中国自動車道の跨道橋で、補修には高速道路の交通規制が必要であり、西日本高速道路株式会社(以下、NEXCO西日本)との協議の結果、限られた時間の中で作業を行う必要が生じ、今後も頻繁な補修が困難であることが判明した。一般の橋梁よりも高速道路を走行する車両による排気ガス等劣化因子の供給が促進される環境にあることから、予防保全の観点より、水密性の向上、中性化抑制効果が期待できるけい酸ナトリウム系表面含浸工を追加する。

②本工事の吊足場を組み立てるために中国自動車道の交通規制が必要となる。現在、中国自動車道ではNEXCO西日本にて中国道リニューアル工事を行っており、お盆や年末年始の期間を除いて追越車線を終日規制している。NEXCO西日本や高速警察隊との協議の結果、交通規制の重複を避けるため、本工事の交通規制の時期を中国道リニューアル工事の交通規制が一時的に解除されるお盆と年末年始に限定された。年末年始には本工事以外にも規制を伴う工事が実施され、本工事の車線規制と離隔3km以内で近接する他工事の車線規制を一体とするよう車線規制延伸を指示された。このことから、車線規制の設置・撤去にかかる時間が想定よりも膨大となり、吊足場組み立ての1日の作業時間が短くなることが判明した。作業時期が限られたこと、吊足場組み立ての1日の作業時間が想定より短くなることから、工事期間内の吊足場組み立ては不可能と判断し、吊足場設置・撤去および吊足場を使用する補修工を減工とする。

③その他、数量の増減については、現地精査による。

④神戸市工事請負契約約款第２４条第７項に基づくスライド変更を行う。